

～さわやかな夏の高原 菅平少年自然の家～

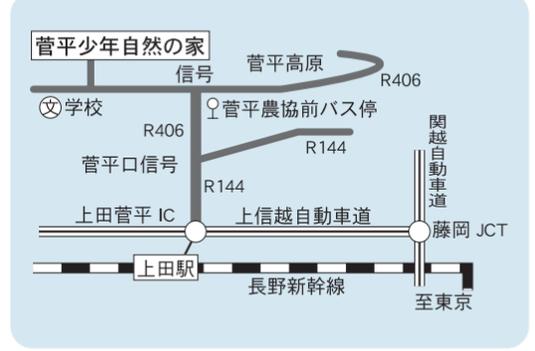


真夏でも熱帯夜のない菅平高原にある少年自然の家で快適に過ごしませんか。家族や友達と一緒にご利用ください。
菅平少年自然の家（☎0268 - 74 - 2277）

場 長野県上田市菅平高原
申 使用日の3か月前から7日前までに菅平少年自然の家へ電話（市外の方の申し込みは1か月前から）
交通 長野新幹線利用：上野駅（大宮駅）～上田駅（バスで約1時間）～菅平農協前下車（徒歩30分）～菅平少年自然の家
自動車利用：関越自動車道・所沢IC～上信越自動車道・上田菅平IC～（R144～R406）～菅平少年自然の家（所要時間はいずれも約3時間）
休所日 火曜日
周辺ガイド 車で約30分のところに温泉プール付きのさなだ温泉など、気軽に入れる温泉が数多くあります。
臨時休所日 小学校移動教室で使用するため、6月19日～7月17日までの土曜日が休所日になりますので、ご了承ください。

利用料金（1人・1泊2食付）

区分	夏期（5月～10月）	
	市民	その他
未就学児（4歳～6歳）	（幼児食） 1,100円	（幼児食） 1,200円
小・中学生	（一般食） 1,800円	（一般食） 2,000円
少年団体の引率者	2,700円	3,500円
高校生	2,700円	3,500円
青年（16～22歳）	3,100円	4,200円
一般	3,600円	4,900円



6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。
人権擁護委員は、差別など人権に関するさまざまな悩みや疑問について相談に応じています。

- ◆市の人権擁護委員
 - 猪原 英彦さん 細田 茂子さん
 - 富山 保さん 斎藤 英彦さん
 - 金子 要昭さん 小林 奈保絵さん
 - 山 節子さん 住田 佳子さん
 - 菅野 美鈴さん
- ◆人権擁護委員の日「全国一斉人権相談」
 - 人権擁護委員が、秘密厳守かつ無料で相談に応じます（予約不要）
 - 時 6月3日(木)午前10時～午後4時（受付：午後3時30分まで）
 - 場 田無庁舎2階ロビー
- ◆人権相談所
 - 【法務局の相談窓口】 東京法務局人権擁護部
 - （☎03 - 5213 - 1372） 東京法務局府中支局
 - （☎042 - 335 - 4753） 協働コミュニティ課（保 ☎438 - 4046）
 - 【市役所の相談窓口（予約制）】
 - 時・場 毎月第1木曜日午前9時～正午・市民相談室（田無庁舎2階）
 - 毎月第4木曜日午前9時～正午・市民相談室（保谷庁舎1階）
 - 市報で日程を確認のうえ、ご利用ください。
 - 問 市民相談室 田（☎460 - 9805） 保（☎438 - 4000）
 - 秘書広報課 田（☎460 - 9804）

22年度「就職差別解消促進月間」事業

～なくそう就職差別・問われる企業と社会の人権感覚～

東京都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし、就職の機会均等を確保するため、厚生労働省東京労働局やハローワークと連携してさまざまな啓発活動を展開しています。

この機会に、就職差別など企業内における人権問題について一緒に考えてみませんか。 協働コミュニティ課（保 ☎438 - 4046）

- ◆人権問題啓発映画会
 - 時 6月8日(火)午後2時～4時30分
 - 場 台東区生涯学習センター2階（台東区西浅草3 - 25 - 16）
 - 映画 「内定者からの手紙」「パワーハラスメントのない職場をめざして」「ダリットに学ぶ部落の心」「ひとみ輝くとき」
 - 問・問 財 東京都人権啓発センター（☎03 - 3876 - 5372）
- ◆講演と映画の集い
 - 時 6月14日(月)午後2時～4時30分
 - 場 きゅりあん8階（品川区東大井5 - 18 - 1）
 - 講演 テーマ「人権の世紀を確かなものに～問われる個の生き方～」 講師 野田幸雄さん（ヒューマンライツ・アドバイザー）
 - 映画 「内定者からの手紙」
 - 問 当日直接会場へ（先着順）
 - 問 東京都産業労働局雇用就業部（☎03 - 5320 - 4649）

スズメバチにご注意ください



スズメバチは、春に巣をつくり、夏から秋にかけて活動が活発になります。巣を守ろうとする本能がとても強く、巣に近づくと集団で襲ってくるがあるので危険です。 環境保全課（☎438 - 4042）

- 【巣の特徴】
 - 巣作りの初期は、とっくりまたは花瓶を逆さまにしたような形ですが、やがてボール状になります。表面には年輪のようなしま模様があり、出入り口は1か所です。
 - 【巣をつくりやすい場所】 木や生け垣の中、軒下や天井裏などに巣を作ります。
 - 【近くに飛んできたら】 姿勢を低くして、静かにその場を離れましょう。巣を刺激したり、近づかなければ攻撃性は低いです。手で振り払うことは、はちを興奮させるので危険です。
 - 【もし刺されたら】 すぐに患部を水で洗い、病院で手当てを受けてください。
 - 【はちに刺されないようにするには】 髪の毛など黒い色を攻撃目標にしますので、黒の服装を避け、帽子などをかぶりましょう。
 - 甘いにおいや飲食物のにおいに敏感です。香水やジュースのにおいに寄ってくる場合もありますので、注意しましょう。
 - ◆蜂防護服を貸し出し◆ はちの巣は、土地などの所有者による駆除をお願いします。なお、はちの巣を駆除するための防護服を貸し出します（予約制）。事前に電話で貸出状況の確認をしてください。
 - ◆はちの巣駆除助成制度◆ 個人で駆除が困難と判断した場合には、市が指定する専門業者に依頼してください。駆除費用の半額までを補助します。
- | はちの種類 | 補助金の限度額 |
|---------|----------|
| スズメバチ | 1万3,000円 |
| スズメバチ以外 | 7,000円 |
- 詳細は、お問い合わせください。

自転車駐車を利用しましょう

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・バイクは、高齢者や障害を持つ方・子どもなど歩道利用者の通行の妨げになります。また、自動車や緊急車両の通行の妨げになるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者1人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう（原付バイクは、制限がある場所があります）

また、市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。

駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。撤去保管料 自転車...2,000円、原付バイク...3,000円

道路管理課（保 ☎438 - 4057）

危険物安全週間【6月6日(日)～12日(土)】が始まります！

～身近なものが危険！生活の陰に潜む危険物～

- ☐カセットコンロ
 - 大きな鍋で食べ物を煮ていたときにボンベが爆発した。
 - 容器（ボンベ）カバーを覆うような使用法はボンベが加熱し危険です。
- ☐マニキュアと除光液
 - つめの手入れ中にたばこを吸ったら、手にやけどをした。
 - 除光液は可燃性の蒸気が発生するので、近くで火を使用すると引火して危険です。
- ☐スプレー缶
 - 廃棄のため、底に穴を開けたら発火してやけどした。
 - 使い終わったスプレー缶は必ず噴射音が消えるまで、ボタンを押してガスを抜いてから捨ててください。
 - 身近な生活用品でも、使用方法を誤ると大変危険です！取り扱いには十分に気をつけましょう！
 - 問 西東京消防署（☎421 - 0119） 危機管理室（保 ☎438 - 4010）

空き巣からわが家を守りましょう！

～戸締まり徹底！ドアには補助錠！不審者見たら110番！～

- ☐寝るときはもちろん、少しの時間の外出でも、必ず鍵をかけましょう。
- ☐家に居るときにも鍵をかけ、寝るときには必ず雨戸を閉めましょう。
- ☐玄関ドアや窓への補助錠、防犯フィルムの取り付けも有効です。
- ☐家の中や敷地内に不審者の気配があったら、すぐに110番！
- 問 田無警察署（☎467 - 0110 内線2612） 危機管理室（保 ☎438 - 4010）